平成22事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針

金融商品取引業者等向けの監督事務の基本的考え方等を体系的に整理した「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では、監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に即し、 ①市場仲介機能の適切な発揮、②質の高いリスク管理の促進、③顧客保護と利用者利 便の向上の3点を重点分野と捉え、金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話に 努めつつ、金融商品取引業者等の監督にあたることとする。

なお、本監督方針は、平成22年8月時点の金融機関を取り巻く情勢等を踏まえて 作成したものであり、必要に応じ見直すこととする。

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

(1) 金融資本市場を取り巻く環境

現在の我が国経済は、着実に持ち直してきているものの、依然として厳しい状況 にあり、世界経済の下振れ懸念、金融資本市場の変動や、デフレの影響などのリス ク要因がある。

特に、新興国では、高い成長に支えられ、資金流入の大幅な増加が見られたが、欧州ではギリシャに端を発する財政問題が深刻化するとともに、米国では経済の先行き不透明感が高まった。こうした状況を受けて、金融資本市場においては、価格変動の振幅が大きくなるなど、不確実性が増大している。こうした中、世界の動きは、我が国に対して、これまで以上に大きな影響を与えるようになってきている。

また、本年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、金融機関は、実体経済、企業のバックアップ役として、将来の成長可能性を重視した資金供給等を通じ、そのサポートを行うとともに、金融セクターが成長産業として経済をリードすることが求められている。

こうした中、金融商品取引業者等が、法令遵守を徹底することに加え、市場の担い手として市場仲介機能を適切に発揮することにより、我が国市場に対する投資者の信認を高め、市場の発展につなげていくことが一層重要となってきている。金融商品取引業者等が、こうした役割を果たすためにも、リスク管理をはじめとした財務の健全性を確保することも必要となっている。

(2) 金融監督の取組姿勢等

上記のような認識の下、本事務年度の金融監督に当たっては、ベター・レギュレーション(金融機関との率直かつ深度ある対話、対外的な情報発信、内外の経済金融情勢に関する情報の共有・連携、行政対応の透明性・予測可能性の向上等)の一層の定着・進化を図ることを基本とする。特に、市場仲介機能の適切な発揮、各種リスクの的確な管理、顧客保護等の徹底等には、金融機関において、将来を見据え

た経営課題を認識した上で、経営陣による適切なリーダーシップの下での積極的な 経営改善や適切・迅速かつ責任ある経営判断がなされることが、強く期待される。 このため、監督当局としても、以下のような取組姿勢で臨むこととする。

① リスク感応度の高い行政

現在考え得るリスクに的確に対応していくため、マクロ経済、市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識を深め、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握する。また、モニタリングのオンサイト・オフサイトの一体化の推進等により、リスクの早期把握に努める。

② 国民の目線・利用者の立場に立った行政 顧客保護や利用者利便の一層の向上に向け、国民の目線・利用者の立場に立っ た行政対応に努める。

③ 将来を見据えた行政

短期的な対応にとどまらず、国際的な議論の動向も十分把握しつつ、環境変化を展望し、中長期的な対応も並行して行う将来を見据えた行政対応に努める。

④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政 金融機関との率直かつ深度ある対話や情報発信等を通じ金融機関の自主的な 経営改善・経営判断に資する行政対応に努める。

なお、監督に当たっては、このような取組姿勢に加えて、以下の点にも留意する。

- 証券取引等監視委員会等の関連部署、自主規制機関及び日本銀行と一層緊密な連携を図るほか、多国間監督カレッジ等を通じた海外当局との連携や、国際基準設定主体への積極的な貢献に努める。
- ・ 既報告や資料提出の必要性について年一回定期的な点検を行うなど、金融機関 の負担軽減にも配意する。
- 専門的人材の育成・確保や研修の充実などを通じ、職員の資質向上に取り組む。

2. 市場仲介機能の適切な発揮

① 金融商品取引業者等は、投資者及び資金調達者が市場にアクセスする際に市場仲介者としての公共的な役割を担っており、市場仲介機能の適切な発揮に向け、内部管理態勢を整備することが求められる。こうした観点から各社の態勢を検証する。

具体的には、(i)誤発注の防止に向けた受発注管理等のオペレーションの信頼性向上、(ii)引受審査における発行者に対するチェック機能の発揮、(ii)顧客管理や売買審査等の投資者に対するチェック機能の発揮、(iv)自己売買部門と他部門との利益相反の防止等の自己規律の維持、などを重点的に検証する。

② 顧客情報は金融商品取引及びその仲介の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。また、法人関係情報の管

理も、市場の透明性・公正性に対する信頼を向上させるため、厳格に行う必要がある。こうした観点から、経営陣が主体性をもって、情報セキュリティ管理等に係る内部管理態勢の整備や、役職員による不正行為(情報漏えい・インサイダー取引等)の防止に向けた職業倫理の強化に取り組んでいるかを検証する。

③ 証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除を徹底するため、本年5月、警察庁は証券界に対し暴力団員情報を迅速に提供できる枠組みを構築する方針を決定した。こうしたことも踏まえ、日本証券業協会における反社会的勢力データベースの構築を含め、各証券会社等における反社会的勢力の排除に向けた取組みの強化を促す。

3. 質の高いリスク管理の促進

証券会社等の平成22年3月期決算では、国内景気が着実に持ち直してきた中、投資信託への資金流入や大型の引受案件がみられるなど、前年度に比べれば若干の改善が見られた。しかし、株式売買高が引き続き低調に推移するなど、金融商品取引業者等の収益環境は必ずしも良好とはいえない状況にある。こうした中で、金融商品取引業者等が、質の高いリスク管理を徹底することがますます重要になってきている。当局としては、特に以下の点に留意し、各金融品取引業者等の自主的な取組みを促していくこととする。

- (1) 証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進
- ① 証券会社等について、経営の健全性を確保していくため、引き続き早期警戒制度を的確に運用するほか、ビジネスモデルや直近の業況等を一覧的に把握し、業界横断的・時系列的な分析を行う。経営困難化のおそれがある場合には、早期の把握に努め、特に、業績悪化に伴う流動性リスクに留意する。
- ② 証券会社グループに対する連結監督・規制が平成23年4月から導入されることを踏まえ、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努めるとともに、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況等を重点的に検証する。特に、国際的に活動し、大規模で複雑な業務を行う証券会社グループについては、金融システムや経済全体に与える潜在的なリスクが高まっていることを踏まえ、フォワード・ルッキングな観点から、財務の健全性・リスク管理をより詳細にモニターしていく。このため、検査部局との緊密な連携の下で、オンサイト、オフサイトー体となったモニタリングを実施する。

(2) 各種ファンドへの対応

- ① 将来のリスクの顕在化を見越した早めの対応を行っていくため、ヘッジファンドを含む各種ファンドに関する募集・運用等の実態把握に向けた取組みを強化する。
- ② 不動産市場において重要な地位を占める上場 J リート(不動産投資法人)について、資金繰りを含む運営状況等を引き続き注視するとともに、投資家に対する適切な情報提供を促す。

4. 顧客保護と利用者利便の向上

- (1)格付会社規制への対応
- ① 格付会社への公的規制導入を受け、登録した、または登録申請が行われた格付会社について、利益相反防止、格付プロセスの公正性確保といった態勢整備状況や、格付方針等の作成・公表といった情報開示状況等を検証する。
- ② 併せて、証券会社等において、無登録の格付会社が付与した格付に関する説明 態勢を適切に整備しているかを確認する。更に、格付を用いなくても投資家に必 要な情報が提供できるよう、格付に依存しない信用リスクの評価方法等に関し、 証券会社等による検討が速やかに行われるよう慫慂する。

(2) 勧誘・説明態勢等

金融商品取引業者等において、顧客から信頼され長期的な関係を構築できるよう、 顧客目線に立った営業を徹底するよう促す。

- ① 投資信託、仕組債及びデリバティブ等のリスク性商品の販売において、それぞれの顧客の立場に配慮した勧誘・説明態勢となっているかについて、重点的に検証する。特に、(i)リスクの所在や特性等に関し、顧客が的確な判断を行いうるよう、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的等に照らして、適切かつ柔軟な説明を行っているか、(ii)顧客が説明内容を理解したかどうかを確認するチェックシートを必要に応じ作成・徴求しているか等について、重点的に検証する。
- ② 不招請勧誘規制について、法令の整備状況を踏まえ、法令の遵守状況を検証するとともに、デリバティブ取引等の販売等に関し、本年4月に改正した監督指針等を踏まえ、日本証券業協会に対し適切な自主規制を策定するよう検討を促す。

(3) 苦情・相談処理態勢の検証

本年10月から導入される金融ADR制度に関し、当該制度の開始に向け必要な態勢が整備されているかを検証する。特に、金融商品取引業協会に加入していない業者に対しては、苦情・相談処理態勢等が適切に整備されているかについて重点的に検証する。

(4) 外国為替証拠金取引への規制強化等

- ① 外国為替証拠金取引に関し、本年8月から施行された証拠金規制及び来年8月に施行予定の証拠金規制の強化へのFX業者による対応状況等を検証する。併せて、低スプレッド取引を提供する業者の勧誘・説明態勢等について、引き続き検証する。
- ② 証券CFD取引については、個人向け店頭取引に係る証拠金規制の導入等が予定されており、円滑かつ適切な実施に向けた各社の対応を検証する。
- (5) 第二種金融商品取引業に係る自主規制

第二種金融商品取引業については、現在自主規制機関が存在せず、自主規制の隙間となっている。自主規制機関の設立をはじめとする、第二種金融商品取引業に係る投資家保護に向けた取組状況を注視する。

(6)業務の継続性

顧客から財産の預託を受けて業務を行う金融商品取引業者等において、財務内容の悪化等により廃業等の動きが見られた場合には、顧客財産の保全状況等について細心の注意を払いつつ対応する。顧客から財産の預託を受けない金融商品取引業者等においても、業務の継続性の問題に係る情報に接した場合には、顧客保護の観点から適切に対応する。

(7) 金融犯罪等への対応について

- ① 未公開株の勧誘事案や、集団投資スキーム(ファンド)持分の詐欺的な勧誘事 案等が、引き続き見られている。これらを含め、無登録で金融商品取引業を行っ ている業者に対しては、警察当局等とも連携して対応する。無登録の海外所在業 者が国内投資家向けに勧誘を行っている場合も、適切な対応を図る。
- ② 登録を受けた金融商品取引業者等についても、登録後に業務遂行のための人的構成を欠くなどの不適切事案が見られる。金融商品取引業の信用を失墜させかねないこのような事案には、法令に基づき、厳正に対応する。
- ③ 未公開株や集団投資スキーム(ファンド)の取引に係る詐欺的な勧誘事案をは じめ、金融取引に関連する犯罪の防止等に向けて、関係業界団体(自主規制機関) や金融商品取引業者等の適切な対応を促す。

(以上)